

回覧



2024年春、北陸新幹線ついに福井へ。

秋・冬の福井市を 美しくする運動

11月12日(日)～11月19日(日)

私たちの自治会は

11月12日(日)のよ時からです

(予備日 11月19日)



清掃場所：歩道の清掃

※協力可能な範囲で運動へご参加ください。

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)

3 すすんで くふうをこらし 清潔で美しいまちを つくりましょう

実践目標：ふるさとを 今よりもっと 美しく (平成31年4月改定)

- 私たちのまちをみんなの協力できれいにしましょう。
- ごみは種類ごとに分別して、指定の収集日に出しましょう。
- 美しくする運動の中で、捨てない・汚さない心を育てましょう。

主唱

福井市自治会連合会

福井を美しくする会連絡協議会

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

【問合せ先】(ごみの処理についてなど不明な点がございましたら、下記所属に連絡してください。)

●福井市を美しくする運動に関して

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局(生涯学習課内) 20-5361

●燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して

収集資源センター 35-0052

●可燃粗大ごみに関して

クリーンセンター 53-8999

●道路側溝の泥土の回収に関して

福井市役所 監理課 20-5555

●河川清掃の事前相談、水路の泥土回収に関して

福井市役所 河川課 20-5492

●公園の草に関して

福井市役所 公園課 20-5460

(河川を清掃する際には、事前にご連絡ください。)



※詳細は、裏面をご覧ください。

ごみの分別についてはこちらもご覧ください。

一斉清掃で出たごみの処理についてのお願い

①ごみステーションに出すごみ

燃やせるごみ	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※量が多い場合、何回かに分けて収集するときがあります。
燃やせないごみ (空き缶・空きびん等)	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせないごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※清水・越境地区はそれぞれの専用コンテナに出してください。
草 ※公園の草は除く。	必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。（地区において処理できる場合は、各地区にて処理してください。ただし、野焼きは禁止です。）

◆指定ごみ袋（家庭用）には『自治会名』及び『清掃運動』と書いてください。

◆ごみ袋が多数になる場合は、何回かに分けて各地区的指定日に、ごみステーションへ出してください。

②市が収集可能なごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

公園の草	<p>必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、公園入口付近の邪魔にならない場所にまとめ、右の入力フォーム又は公園課（20-5460 11月13日（月）～20日（月））に場所と個数等を連絡してください。</p> <p>※二次元コード（公園の草回収専用）からの連絡推奨→ (市の管理でない公園、神社等のごみについては①ごみステーションに出してください。)</p> 	※回収には時間がかかる場合があります。
側溝の泥や土 (市が管理する 側溝や水路)	<p>後始末は各自治会でお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> やむを得ない場合にのみ、11月13日（月）～11月20日（月）に、側溝の泥土については、監理課（20-5555）まで、水路の泥土については、河川課（20-5492）まで、土のうの個数と場所等をご連絡ください。（市道の側溝及び市が管理する水路の泥土のみ回収します。河川を清掃する際は、必ず事前に河川課にご連絡ください。） 回収を依頼する場合、必ずごみ（空き缶等）を取り除いて泥土だけにし、土のう袋に適度に詰め、袋の口を縛った上で、邪魔にならない場所にまとめてください。（泥を落とした空き缶等は、ごみステーションに出してください。） 泥土以外のごみ、ごみが混在した泥土、袋詰めされていない泥土は回収できません。 	

③持ち込んでいただくごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

燃やせる 粗大ごみ	<p>持込期間：11月12日（日）～11月24日（金）ただし、18日（土）、19日（日）、23日（木・祝）は除く。 ◆期間を過ぎてからの持ち込みは有料となります。</p> <p>受付時間：11月12日（日）9:00～11:30 11月13日（月）～11月17日（金） 8:30～12:00 13:00～17:00 11月20日（月）～11月22日（水）、24日（金） 8:30～12:00 13:00～17:00</p> <p>持込み先：クリーンセンター（福井市察町50-41 Tel 53-8999）</p> <p>持める物：木製品、畳、ふとん、じゅうたんなど</p>
燃やせない 粗大ごみ	<p>持込期間及び受付時間：同上</p> <p>持込み先：収集資源センター（福井市南江守町2-1 Tel 35-0052）</p> <p>持める物：金属製品、自転車（盗難届の有無について要警察確認）など</p>

◆減免申請の際必要ですので、自治会の印鑑（ない場合は自治会長の私印も可能）を、必ずご持参ください。

◆産業廃棄物は下記④「処理困難物」として対応をお願いします。

④自治会で対応していただくごみ（市で処理することができないごみ）

家電4品目	<p>エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目につきましては、リサイクルが義務付けられていますので、郵便局でリサイクル券を購入した上で、指定引取場所へ持込みをお願いします。</p> <p>指定引取場所（日曜・祝日は除く）：池田金属（株） Tel 21-3131 日本通運（株）福井支店 Tel 36-5561</p>
処理困難物	<p>コンクリート、消火器、車の部品、バッテリーなどは、市が収集も処理もできないものです。 処分する場合は、専門の処理業者に依頼してください。有料となります</p>
パソコン	<p>リサイクルが義務付けられています。処理方法は、各メーカーにお問合せください。 一部有料となります</p>

◆処理費についてはごみステーション美化協力金等をご活用ください。

※家庭のごみは一斉清掃の対象ではありませんのでご注意ください。